

一部事務組合下北医療センターむつ総合病院
中央材料室業務委託に係るプロポーザル審査要領

令和4年1月4日制定

第1 目的

この要領は、一部事務組合下北医療センターむつ総合病院中央材料室業務委託に係る公募型プロポーザルの審査に当たり、審査方法等について必要な事項を定める。

第2 審査方法

参加資格要件を満たす者の中から、提出された書類について書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、プロポーザル審査委員会が審査する。

ただし、企画提案書提出事業者が多数である場合には、書類審査による第1次審査を行う場合もある。

第3 配点

「書類編」の配点を100点、「プレゼンテーション編」の配点を100点とする。

第4 審査基準

審査要件、審査基準、配点については、むつ総合病院中央材料室業務委託評価表のとおりとする。

第5 業者の決定

1 最優秀者と次点者の決定方法は、次のとおりとする。

- (1) 審査員ごとに「書類編」と「プレゼンテーション編」の採点を合計（以下、「合計点」という。）し、高得点者から順に順位をつける。
- (2) 企画提案書提出業者ごとに、第1位の数が多い業者を最優秀者とする。
- (3) (2)で決定した業者を除き、改めて(1)の合計点に、審査員ごとに高得点者から順に順位をつけ、第1位の数が多い業者を次点者とする。
- (4) (2)及び(3)の規定にかかわらず、合計点が次の算式による点数に満たないものは、原則として、最優秀者及び次点者とはしない。

$$(200 \text{ 点} \times \text{審査を行った審査員数}) \times 1/2$$

2 前号の規定により業者を決定する際に、それぞれの第1位の数が同数である場合には、各審査員の点数の合計が多い方を対象事業者として選定する。

3 前号において、各審査員の点数の合計が同数の場合には、本プロポーザルに関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

附 則

この要領は、制定の日から施行し、本業務委託の契約締結をもってその効力を失う。